

平成30年第1回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|--|-----------|---------------|--------------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成30年3月7日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 3月7日 午前10時00分 | | |
| | 散 会 | 3月7日 午後2時18分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| | 2 | 上 原 祐 希 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 與那嶺 透 | 10 | 島 袋 誠 |
| | 4 | 東恩納 寛 政 | 11 | 座間味 薫 |
| | 5 | 與 那 勝 治 | | |
| | 6 | 吉 田 清 尊 | | |
| | 7 | 玉 城 みちよ | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 7 | 玉 城 みちよ | 8 | 與那嶺 好 和 |
| 職務のため議場 に出席したもの | 事務局長 | 我那覇 尚 一 | 書 記 | 松 田 洋 子 |
| | 係 長 | 玉 城 民 枝 | | |
| 地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名 | 村 長 | 喜屋武 治 樹 | 経 済 課 長 | 我那覇 隆 文 |
| | 副 村 長 | 中 原 茂 仁 | 住 民 課 長 | 田 場 盛 史 |
| | 教 育 長 | 玉 城 奎 | 福祉保健課長 | 仲 村 美奈子 |
| | 総 務 課 長 | 島 袋 輝 也 | 幼 保 連 携 推 進 室 長 | 宮 里 晃 |
| | 企画財政課長 | 當 山 清 巳 | 会 計 管 理 者 | 與那嶺 敏 秋 |
| | 学校教育課長 | 田 港 朝 津 | | |
| | 社会教育課長 | 与 那 満 | | |
| 建設課長 | 嶺 井 雄 二 | | | |

平成30年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 1 号

平成30年 3 月 7 日（水曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|----------|--|--------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | | 議長諸般の報告 | |
| 4 | | 村長の行政報告 | |
| 5 | | 教育長諸般の報告 | |
| 6 | | 村長の施政方針 | |
| 7 | 議案第 5 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 8 | 議案第 6 号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 9 | 議案第 7 号 | 今帰仁村個人情報保護条例及び今帰仁村情報公開条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 10 | 議案第 8 号 | 今帰仁村の現行の条例の用語等の整備に係る基本方針に関する条例の制定について | 説 明 |
| 11 | 議案第 9 号 | 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 12 | 議案第 10 号 | 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 13 | 議案第 11 号 | 平成30年度今帰仁村一般会計予算について | 説 明 |
| 14 | 議案第 12 号 | 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について | 説 明 |
| 15 | 議案第 13 号 | 平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について | 説 明 |
| 16 | 議案第 14 号 | 平成30年度今帰仁村水道事業会計予算について | 説 明 |
| 17 | 報告第 1 号 | 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について | 報 告 |
| 18 | 同意案第 1 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 説 明 |

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|-----------|---------------------------------|-----|
| 19 | 同意案第2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 説 明 |
| 20 | 同意案第3号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 説 明 |
| 21 | 諮 問 第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 説 明 |
| 22 | | 予算審査特別委員会の設置・付託 | |

○ 東恩納寛政 議長 平成30年第1回今帰仁村議会定例会。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成30年第1回今帰仁村議会定例会を開会します。

(開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 玉城みちよ議員及び8番 與那嶺好和議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月23日までの17日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されています。朗読は省略します。
2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告します。
- 3 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

- 12月
- 1日 第40回今帰仁村各種団体親善スポーツ大会を開催しました。
 - 4日 北部市町村議会議長会第3回理事会・定例総会が開催されました。
 - 6日 沖縄県防衛協会北部支部忘年会が行われました。
 - 〃 第50回今帰仁村親善チャリティーゴルフ大会懇親会に参加しました。
 - 8日 第11回今帰仁グスク桜まつり第2回実行委員会が行われました。
 - 9日 今帰仁村地域型就業意識向上支援事業「キャリア教育実践発表会」が開催されました。
 - 10日 我喜屋宗弘氏 旭日小綬章受章祝賀会に参加しました。
 - 11日 「酒田市少年の翼」引率者の歓迎会が開催されました。
 - 21日 北部広域市町村圏事務組合平成29年度一般会計・特別会計例月出納検査を行いました。
 - 〃 平成29年度北部振興会第1回総会・北部振興シンポジウムが開催されました。
 - 22日 平成29年 年末年始の交通安全県民運動出発式が行われました。
- 1月
- 2日 第40回今帰仁村新春ロードレース大会が開催されました。
 - 4日 平成30年今帰仁村成人式・新年村民の集いが開催されました。
 - 5日 平成30年消防出初式が行われました。

- 1月 11日 第8回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村第2回（臨時）実行委員会が行われました。
- 12日 JAおきなわ北部地区「新春の集い」に参加しました。
- 15日 北部広域市町村圏事務組合平成29年度一般会計・特別会計例月出納検査を行いました。
- 18日 国・県出先機関の長及び関係団体等と北部市町村との「新年会」に参加しました。
- 20日 沖縄県緑の育樹祭が伊江村にて開催されました。
- 21日 今帰仁郷友会総会・新年会に参加しました。
- 27日 第11回今帰仁グスク桜まつりオープニングセレモニーが開催されました。
- 2月 7日 第28回今帰仁村「ふれあい少年の翼」結団式が開催されました。
- 17日 渡久山祐弘氏 旭日単光章受章祝賀会に参加しました。
- 19日 北部広域市町村圏事務組合平成29年度一般会計・特別会計例月出納検査を行いました。
- 20日 沖縄県町村議会議長会第47回定期総会が開催されました。
- 22日 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会が行われました。
- 28日 予算審査特別委員会の研修会を行いました。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 皆さんおはようございます。行政報告を行います。行政報告書がお手元に配付されております。後ほど、お目通しください。朗読は省略いたします。

- 12月 1日 第40回今帰仁村各種団体親善スポーツ大会が開催されました。
- 5～6日 第50回今帰仁村親善チャリティーゴルフ大会を開催しました。
- 8日 第11回今帰仁グスク桜まつり第2回実行委員会を開催しました。
- 9日 今帰仁村地域型就業意識向上支援事業「キャリア教育実践発表会」が開催されました。
- 10日 我喜屋宗弘氏旭日小綬章受章祝賀会に参加しました。
- 11日 「酒田市少年の翼」引率者歓迎会が開催されました。
- 15日 第12回今帰仁村・やんばる和牛改良組合合同子牛共進会が開催されました。
- 17日 第35回各字対抗少年駅伝競走大会が開催されました。
- 21日 北部市町村会臨時総会が開催されました。
- 21日 北部振興会第1回総会・北部振興シンポジウムが開催されました。
- 21日 今帰仁家畜市場運営委員会が開催されました。
- 22日 今帰仁村庁舎建設委員会第1回会議を開催しました。
- 22日 平成29年年末・年始の交通安全県民運動出発式を開催しました。
- 1月 1日 新春北部闘牛今帰仁村営闘牛場リニューアル記念大会が開催されました。
- 2日 第14回今帰仁村民新春歩け歩け大会を開催しました。
- 2日 第40回今帰仁村新春ロードレース大会が開催されました。
- 4日 平成30年今帰仁村成人式・新年村民の集いを開催しました。
- 5日 平成30年消防出初式を開催しました。

- 1月 10日 沖縄県町村会市町村長研修会が開催されました。
- 11日 第8回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村第2回（臨時）実行委員会を開催しました。
- 11日 総合教育会議が開催されました。
- 12日 J Aおきなわ北部地区「新春の集い」に参加しました。
- 16日 今帰仁家畜市場初セリ式典が開催されました。
- 18日 県立北部病院と北部地区医師会の統合の基本的枠組みに関する第1回協議に出席しました。
- 18日 国・県出先機関の長及び関係団体等の北部市町村との「新年会」に参加しました。
- 20日 緑の育樹祭伊江島大会が開催されました。
- 21日 今帰仁郷友会新年会に参加しました。
- 23日 肉用牛200億円突破記念大会が開催されました。
- 26日 第25回沖縄県高等学校新人駅伝競走大会が開催されました。
- 26日 今帰仁村和牛改良組合新年会に参加しました。
- 27日 第11回今帰仁グスク桜まつりオープニングセレモニーを開催しました。
- 27日 今帰仁村健康講演会を開催しました。
- 30日 第2回総合教育会議が開催されました。
- 31日 第2回沖縄県介護保険広域連合運営会議に出席しました。
- 2月 1日 沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会に出席しました。
- 1日 今帰仁村子ども・子育て会議が開催されました。
- 2日 北海道釧路町観光協会と今帰仁村観光協会との間で姉妹交流協定調印式典が行われました。
- 6日 沖縄県国民健康保険団体連合会第2回理事会に出席しました。
- 7日 第28回今帰仁村「ふれあい少年の翼」結団式が開催されました。
- 7日 県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の基本的枠組みに関する第2回協議に出席しました。
- 7日 北部市町村会第4回総会が開催されました。
- 11日 第2回J Aおきなわ今帰仁支店「感謝祭」が開催されました。
- 11日 第28回今帰仁村「ふれあい少年の翼」解団式が開催されました。
- 17日 渡久山祐弘氏旭日単光章祝賀会に参加しました。
- 17～18日 第7回沖縄オープンディスクゴルフ大会が開催されました。
- 19～21日 沖縄県町村会町村長視察研修（栃木県）に参加しました。
- 22日 第184回沖縄県町村会定期総会に出席しました。
- 27日 伊是名村・伊平屋村・今帰仁村三村交流事業第3回実行委員会が開催されました。

日程第5. 「教育長諸般の報告」を行います。これを許します。玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 おはようございます。教育長諸般の報告を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による平成28年度分教育に関する事務の管理及

び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書がお手元に配布されております。後ほど、お目通しください。朗読は省略いたします。以上、報告終わります。

○ **東恩納寛政 議長** 日程第6. 「村長の施政方針」となっております。村長より施政方針を述べさせていただきます。喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 平成30年度施政方針。

はじめに

平成30年第1回今帰仁村議会定例会の開会にあたり、私の所信の一端を表明し、村民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が第27代今帰仁村長となってから約1年半となりました。昨年は、スイカの帽子をかぶって村内外で今帰仁村をPRしてきました。ラジオ番組にも出演しましたし、内閣府への要請や視察等で県外に行く機会にも、今帰仁村のPRに努めております。

平成30年度も引き続き、村内外に本村の良さを伝え、今帰仁村の更なる発展に向け課題の解決に取り組んでいく決意です。

今年は、今帰仁村政施行110周年の節目の年です。長い年月の中で、今帰仁村は大きく変わってきました。国内情勢、世界情勢もめまぐるしく変化しており、アジア、欧米、中東の政治情勢も予測のつかない状態が続いています。また、我々の生活環境を取り巻く様々な技術も日進月歩で変わっています。スマートフォンやAIといった技術によって、新たなビジネスやサービスが生まれていきます。

こういった状況の中で、私たちは今帰仁村をどのように発展させていけば良いのか、常に考えていく必要があります。私は村民との協働の村づくりを推進していくため、昨年「とびだせ村長室」実施要領及び「むらづくり出前講座」実施要項を制定いたしました。これからも村民と直接対話する場を設け、村民のご意見を村政へ反映しながら今帰仁村第4次総合計画後期基本計画の具現化に向けて全身全霊を傾けていく所存であります。

また、今帰仁村のむらづくりを応援して下さるサポーターが、村民のみならず、県内外にも多数いらっしゃいます。サポーターの皆さんからの応援の声そしてふるさと納税も年々増えています。

村民の皆さんの力、県内外のサポーターの皆さんの応援。これらを結集して、「ムラ・人・農がおりなすゆがふむら」今帰仁村を、110周年の節目の今年、さらに発展させていきたいと思っております。

以下、平成30年度の重点施策について説明します。

(1) 新庁舎の建設について

平成30年度においては、昨年からの検討を開始している村役場新庁舎建設に向けた基本方針を決定し、庁舎建設基本構想の検討を進めてまいります。防災拠点機能を備えて村民サービスの充実につながるような新庁舎建設を若手職員によるプロジェクトチームを中心に、引き続き進めてまいります。

(2) 給付型奨学金の創設について

村にとっての財産は、子供たちです。村の優秀な子供たちが経済的理由で学びの機会を奪われることのないよう、平成30年度から給付型奨学金を開始いたします。この奨学金によって、今帰仁の子供達が社会で活躍する後押しをしていきたいと思っております。

(3) 子育て支援対策について

平成30年度、新たな法人保育所が2園、開園となり、今帰仁村の待機児童がゼロとなる見込みです。また、村立認定こども園の建設工事にも着手し、保護者の皆さんが安心して子供を預けられる、質の高い保育環境・教育環境を作り上げてまいります。

(4) 北山学園プロジェクトについて

「人材を持って資源となす。」と言われるように日本一の教育立村構築のため、学力向上はもとより、キャリア教育を中心に自らの生き方、行動のあり方を充実させる事業を展開しながら地域貢献・社会貢献できる人材の育成を目指してまいります。

北山学園構想から北山学園プロジェクトに移行し、3年が経過しました。北山高校では、地域おこし協力隊を活用した公営塾により、国公立大学への進学者が増加するなど、成果が上がってきています。平成30年度は、総合教育会議において、村の教育大綱の改定に向けた検討を行う予定です。本村の子供たちが明るく健やかに育つことのできる村の教育の在り方について、しっかりと検討してまいります。

また、近年の厳しい気象環境を踏まえ、昨年は、保育所及び幼稚園に空調設備の設置を進め、子供たちが健やかに育ち、親御さんたちが子供の健康について心配することなく預けられるような環境整備に取り組みました。今後は、小中学校の整備についても検討を進めてまいります。

(5) 農業振興・観光振興について

本村のリーディング産業は、何と言っても農業と観光であります。農業については、農村集落基盤整備として農道や集落道、防災安全施設等を整備することにより、生産基盤の改良と農村生活の利便性及び安全性の向上を図ってまいります。事業対象地区は、今泊・兼次・諸志区で平成30年度も継続して事業を実施してまいります。今後とも、農林水産業と観光を結びつけた振興策の推進に努めていきたいと考えております。

沖縄県立農業大学校の誘致については、その実現に向けて、引き続き、県へ要請してまいります。

観光については、平成29年度の今帰仁グスク桜まつりが初めて来場者5万人を突破するなど、今帰仁村の魅力、知名度は、徐々に全国に広がっています。今帰仁の魅力を生かした観光をさらにステップアップさせていきたいと考えております。特に平成30年度は、第2次今帰仁村観光リゾート振興計画の最終年度です。現計画の検証・評価を行い、第3次今帰仁村観光リゾート振興計画の策定に取り組んでまいります。

(6) 第4次総合計画後期基本計画及び人口ビジョン・総合戦略について

今年、村の第4次総合計画後期基本計画の2年目、人口ビジョン・総合戦略は4年目にあたる発展の年です。平成30年度も引き続き、これら計画・戦略の基本方針に基づき取り組んでまいります。

特に、村の人口増加に向けた第一段階として、移住・定住促進事業及び空き家実態調査を行ってまいります。

(7) 北部連携促進事業について

平成30年度は、今帰仁冷凍冷蔵施設が完成予定です。継続事業の村道古宇利一周線道路改築事業も着実に実施してまいります。

また、平成30年度からの新規事業として、村営住宅の整備及びコミュニティバス導入事業について、採

択に向けて企画書を策定してまいります。

(8) 電算基幹系システムの再構築について

本村の行政事務を支えてきた基幹業務システムは、近年の複雑多様化する住民サービスに十分に対応できない状況にあり、平成29年度よりシステムの再構築業務を進めてきました。平成30年度は再構築を完了し、年度内の新システム運用開始を目指してまいります。

(9) 児童生徒文学賞の創設について

I T化、スマホの普及等により、子どもたちが自ら文章を書く機会は減りつつあります。しかし、日本語の読み書きは学びの基本であります。また、情報化社会で子供たちは小さい時から多くの情報にさらされ、今帰仁の自然の中で、空想したり想像したりする機会も失われつつあるように思われます。そこで、子ども達が自ら想像を膨らませながら文章を書く契機となるよう、今帰仁村の児童・生徒を対象にした文学賞を創設することを検討します。

(10) 平和行政の推進について

平成30年度も非核宣言の村として、平和について学習をする展示会や講演会等を実施してまいります。次に、平成30年度の村政運営に関する事項について、順にご説明いたします。

(1) 当初予算について

平成30年度の一般会計当初予算総額は、58億6千3百49万9千円で対前年度比3.5%の増となっています。その主な要因は、幼保連携一体化施設整備事業の増によるもので、関連する民生費の2項児童福祉費は、前年度に比べ4億7千94万9千円の増となっています。

一般会計で約44%を占める民生費についても、前年度に比べ4億3千9百80万6千円の増となっており、なお増加傾向を示しています。

限られた財源で財政需要に対応するため、行財政改革を推進し、経費支出の一層の効率化を図るなど、今後とも健全な財政運営に向けて、取組を進めてまいります。

平成30年度の国民健康保険特別会計については、総額15億139万円を計上し前年度より27.4%の減となっています。その主な要因としては、共同事業の減によるものとなっています。今後も一般会計からの繰入れや内部努力等により、国民健康保険の財政健全化対策に向け、庁内横断的に業務を進め健全運営に努めてまいります。

平成30年度の後期高齢者医療特別会計については、総額8千8百49万8千円を計上し前年度より4.3%の増となっています。平成30年度も引き続き高齢者の医療費を安定的に支えてまいります。

平成30年度の水道事業会計の総額は、7億4千74万7千円で、5.6%の増となっております。主な要因は、建設改良費の増によるものとなっております。

(2) 財政について

本村の財政は依然として厳しい状況のなか、今後、少子高齢化に伴う税収の減少や社会保障費の増加など、財政状況はさらに厳しくなることが予測されることから、自主財源の確保は最も重要な課題です。

本村の重要な財源のひとつとなっている「今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金」については、ふるさと納税の申込みサイトを増やし、ご寄附をいただいた方へ寄附金を活用して実施した事業報

告のチラシを送付するなどの取組を行い、平成29年度においては、寄附件数及び寄附額とも過去最多になると見込んでおります。

今後も「本村に貢献したい」、「本村を応援したい」という皆様の思いを活かすことができるよう「ふるさと納税制度」に対する取組を充実させ、更なる自主財源の確保に努めます。

歳入の根幹である村税等については、個人住民税、法人住民税ともに増収となる見込みですが、固定資産税については、評価替え等の要因から減収になることが見込まれます。

企業誘致は、雇用吸収力、税収増加という直接的な効果が期待できることから、旧古宇利小学校跡地利用事業の早期開始や梯梧荘跡地の利用に向けた取組を進め、雇用機会の創出と地域経済の活性化を図るとともに、住民サービス提供の基本的財源となる税収等の確保に努めます。

また、コンビニ収納の導入に向けた取組を行い、納税者の利便性を高めるとともに収納率の向上に努めます。

収入未済額の縮減に向けた取組については、村税及び国民健康保険税では一定の成果を上げているものの、保育所保育料、幼稚園保育料、学校給食費、住宅使用料などは、収入未済額が増加傾向にあることから、資力を有しているにもかかわらず督促や催告に応じない滞納者に対しては、法的措置を講じ、確実な回収に努めます。

村民の皆様が税金の果たす役割と税の仕組みについて正しく理解していただくことを目的に、村民からの要望に応じた出前講座や、児童・生徒への租税教室を開催するなど、税知識の普及と納税意識の高揚に努めます。

(3) 信頼される窓口サービスの向上について

本村を取りまく経済・社会情勢の変化や、それに伴う村民の行政ニーズも複雑多様化し、時代のニーズに対応しうる行政体制が求められています。

役場窓口では、初めて役場に訪れるお客様にも分かりやすく、利用しやすい窓口となるようサービスの向上に取り組むとともに、窓口だけでなく全職員の意識改善を図り、役場全体の接客意識の向上に努めてまいります。

(4) 環境衛生について

環境衛生については、本村及び本部町今帰仁村清掃施設組合が策定した「今帰仁村一般廃棄物処理基本計画」が策定から5年目となることから、平成30年度に計画の見直しを行い、家庭からの排出ごみの抑制・再使用再生利用・意識啓発を推進するとともに、ごみの適正処理に努めてまいります。

墓地行政については、「今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例」及び「今帰仁村墓地基本計画」等に基づき、墓地の散在化及び無縁墓地対策に取り組んでまいります。

(5) 子育てしやすい村づくりについて

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で支援する体制を整え、切れ目ない支援を総合的に提供するため「今帰仁村子ども子育て計画」に基づき、多様な需要を考慮した子育て支援施策を推進してまいります。今後とも支援の拡充と質の向上を図り、適切なサービス提供に繋げるため制度の情報提供に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、子育て支援については、保健センターに「子育て世代包括支援センター」の機能を備え、総合的な子育て支援が行えるよう、引き続き母子保健コーディネーターを配置し、胎児期から就学前の子育て時期にわたって切れ目なく対応できる体制を築いてまいります。

また、生活が困窮する世帯における子どもや保護者の支援を行うため、引き続き支援員を配置します。平成30年度は、平成29年度に子どもの生活実態を把握するために実施したアンケート調査の結果に基づいて、子どもの成長に応じた支援策の構築に努めてまいります。

引き続き、沖縄県の「沖縄子どもの貧困対策推進基金」を活用し、子ども・子育て支援対策を効果的に推進してまいります。

大学等へ入学する学生の保護者で、入学に要する費用の支弁が困難な方への入学準備金の貸付事業も継続します。要保護・準要保護就学支援制度の充実も図ってまいります。

母子及び父子の福祉については、ひとり親家庭における育児の悩みや仕事と家庭の両立等をはじめ、必要な情報収集や資格取得に努める等、相談支援に取り組む村母子会の組織活動を支援してまいります。

また、「ゆいはあと北部」と連携し、平成30年度もひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を支援します。また、ひとり親家庭への医療費助成事業を継続実施してまいります。

(6) 地域における福祉について

村民が暮らしやすく安全で安心して、いきいきとした生活を送ることができる地域社会づくりに向け、障がい者、高齢者、児童母子等の個別計画に基づき、保健・医療・介護・福祉が連携した包括的ケアシステムの構築を図り、今帰仁村社会福祉協議会をはじめ、関係機関とも緊密に連携しながら、全ての村民にやさしい村づくりを推進してまいります。また、独居高齢者や障がい者等の見守りなど、地域で支え合う体制づくりを構築することは必要不可欠であり、今後も「要援護者避難計画」に基づき、災害時等の避難支援に取り組んでまいります。

(7) 高齢者福祉について

本村における65歳以上の高齢化率は、1月末現在30.2%となり、高齢者の皆様をとり巻く課題も深刻かつ複雑化しております。住み慣れた地域で豊かな生きがいのある老後生活を送ることは大切なことです。今後とも、希望に満ちた地域社会を創造し高齢者の社会参加ができるよう、地域活動における支援に取り組んでまいります。

平成29年度に実施したアンケートの結果をもとに高齢者をはじめ地域住民が互いに助け合う体制づくりのため、必要な地域連携のあり方を検討してまいります。

また、介護保険については、高齢期を迎えた人々が、住み慣れた家庭や地域のなかで健康で明るく生きがいを持って暮らしていける地域社会の形成に向けて、総合的な福祉サービスの充実を図り、要支援・要介護認定者への適切なサービスの提供に努めてまいります。

平成30年度は、第7期高齢者福祉計画の初年度にあたります。計画の適切な実施に取り組んでまいります。

(8) 障がい者福祉について

平成30年度は、福祉分野に職員を1名増員し身体・知的・精神の3障害の窓口を一元化することによる

効果を最大限に発揮できるよう努めます。また、第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画に基づき、障害のある方やその家族に対し、日常生活及び社会生活の総合的な相談や支援に取り組んでまいります。

(9) 健康づくりの推進について

健康づくりは、村民が豊かな生活を送る上で最も基本的なものであるとともに、超高齢社会における医療費の適正化の視点からも大変重要であると考えております。

平成30年度は地域振興事業を活用し、健康増進を図り健康寿命を延ばせるよう地域の健康課題に住民が主体となって取り組む体制づくりを進めてまいります。

(10) 国民健康保険事業・後期高齢者医療制度について

国民健康保険事業は構造的に財政基盤が脆弱なうえ、少子高齢化の進展や医療技術の進歩などに伴う医療費の増加等により、赤字額が膨らみ、依然として財政的に厳しい状況が続いております。

平成30年度は運営が都道府県単位になります。県が策定する国民健康保険運営方針に基づいて、制度の適正な実施に努めます。また、村としての役割をしっかりと担えるよう、引き続き資格管理、収納対策や収納率の向上、事業の健全な運営、赤字解消計画の強化を図り、医療費の適正化や保険税の適正な設定に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、運営主体の沖縄県後期高齢者医療広域連合や村内関係機関と連携を図り、生活の質を確保する保健事業を推進し、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努めてまいります。

(11) 農業の振興について

本村の基幹産業であります農業分野については、これまでにスイカ、マンゴー、輪ギク、小ギク、甘藷、肉用牛子牛が拠点産地として認定されております。

平成30年度の主な事業としましては、国営羽地大川土地改良区勢理客地区において農業基盤整備促進事業を活用し、畑地がんがい事業として「農業用排水施設」の整備を計画しております。同土地改良区では、その他にも天底第2地区と湧川地区について農業用排水施設の整備を計画しており、平成34年度の事業採択を目指して準備を進めてまいります。

平成29年度より実施しております赤土等流出防止営農対策促進事業については、降雨時等による耕土流出防止に向けグリーンベルト植栽・深耕心土破碎・ビニールマルチング・カバークロープ等の防止策を実施するため、村内各生産組合や関係団体と連携を図り防止策を実施してまいります。

有害鳥獣による被害対策については、抜本的解決を図るため箱罠による捕獲、銃器を使用した駆除を実施するとともに、カラスの嘴買取を引き続き実施してまいります。

農業生産基盤整備につきましては、「災害に強い栽培施設の整備事業」、「拠点産地自走支援事業」の支援策を県へ積極的に要請していくとともに、担い手の育成については「農業次世代人材投資資金推進事業」、「新規就農一貫支援事業」を推進してまいります。

特産品においては、環境保全型農業、また、食の安心・安全の観点から低農薬・減農薬に向けた取組として、病害虫に対する天敵を用いた「生物的防除」を進めてまいります。

(12) 畜産の振興について

子牛の高値安定での取引が近年続いている状況もあり、今帰仁家畜市場は活気を帯びております。生産農家においても、飼養管理において一層意欲を持ち、和牛改良組合としても精力的に取り組んでいるように感じます。

優良繁殖雌牛導入支援につきましては、年間およそ21頭の優良系統牛の導入を行っており優良雌牛群の造成と市場性の高い子牛生産に向け平成30年度も取り組んでまいります。

また、畜産経営における飼養技術の向上、母牛躯体選定の目利き、生産者間の情報交換を目的とした肉用牛・山羊の畜産共進会を平成30年度も実施してまいります。

(13) 林業の振興について

林業の振興については、乙羽岳森林公園周辺林野を中心とした保健涵養、水源涵養機能を維持する造林事業を実施する中、アウトドアキャンプ・トレッキング等の森林公園活用について進めてまいります。また、森林公園付近には村内を一望できる展望台もあり観光スポットとしての活用も見込まれることから、清掃活動等維持管理に努めます。

森林病虫害対策については、松くい虫被害が未だ終息を見ない状況にあり村内各地に被害木が点在する中、枯損等による危険木の伐倒処理、仲原馬場をはじめ各字拝所、農村公園などにある松については、樹幹注入剤を投入する方法により継続的に被害の拡大防止を図ってまいります。

(14) 水産業の振興について

水産業の振興を図るため、平成30年度も引き続き運天漁港航路の浚渫工事を実施すると共に、運天漁港・古宇利漁港施設護岸の長寿命化にかかる計画を策定し、予防保全型の維持・修繕に努め施設機能を確保してまいります。

また、つくり育てる漁業を推進するため漁業組合と連携してウニ放流事業、安定した漁獲量を維持するための保護区域設定や漁期を設ける資源管理型漁業の支援及びオニヒトデ駆除等の支援を継続実施いたします。

(15) 商工観光振興について

商工業並びに観光の振興については、これまで同様、村商工会、村観光協会との連携のもと進めてまいります。

世界遺産の今帰仁城跡をはじめ、古宇利大橋、ワルミ大橋といった自然景観を活かした周遊型観光を推進し、また、体験民泊による滞在型の施策展開に向け商工会・観光協会と連携を図るとともに、ふるさと納税返礼品の村特産品情報を全国に発信することで、本村の魅力を幅広くPRし、来訪者やリピーターの確保に努めます。

観光力基盤強化として、「今帰仁グスク桜まつり」や「古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村」、「今帰仁ハーリーカーニバル」などのイベント開催のほか、環境保全美化推進事業での村内観光地、景勝地の環境美化についても引き続き実施してまいります。

また、北部広域での観光において、今帰仁村は「いいなエリア」の中心的役割を担っております。開始から5年を重ねた「いいな運天港いちやり場まつり」をはじめ、運天港も活用しながら、伊平屋村・伊是名村と連携した観光振興にも取り組んでまいります。

(16) 建設事業について

平成30年度も村民のニーズに応えるため、産業の振興、村民生活の利便性の向上、交通安全対策、生活環境の改善など建設事業を推進してまいります。

継続事業として、農村集落基盤再編・整備事業西地区、村道与那嶺線改良事業、村道古宇利一周線道路改築事業、村道呉我山仲山橋改良事業、今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業を実施してまいります。

また、一括交付金で今帰仁城跡周辺環境整備事業、環境保全美化推進事業、景観形成強化事業を実施してまいります。

新規事業として、村道越地与比地小浜原線改良事業を計画しております。

(17) 水道事業について

水道事業は、平成29年度から運営基盤の強化を図る目的で「今帰仁村水道事業」へ移行してまいりました。今後も水の安定供給を図るため、老朽化した配水管等の更新を実施してまいります。

(18) 北山学園プロジェクトについて

北山学園プロジェクトは、本村の幼児・児童・生徒の学力向上と人格形成をめざし、保育所・幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、ひきつづき地域型の一貫教育施策を実施してまいります。

児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動や各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図り、日本一の教育立村今帰仁を目指してまいります。

(19) 豊かな心を培う教育の推進について

小中学校においては、道徳教育や特別活動を充実させ、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を通じた心の教育に取り組んでまいります。

(20) 確かな学力の推進について

学校の教育活動を通じて、幼児・児童・生徒一人ひとりにこれからの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を培い、「確かな学力」の育成を図るとともに、「学校での学び」と「実社会」とのつながりを実感させ、主体的な学びを形成し、「夢や希望」の実現を目指します。

(21) たくましい心と体を育む教育の推進について

学校における体育・スポーツ活動に関する指導については、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、自ら運動する意欲を育み積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、基礎的な体力を高めてまいります。

部活動については、生徒が自己の能力に応じて、より高い水準の技能や目標に挑戦する環境を整えるため、外部指導者の活用を促進しながら学校と連携して活性化を図ってまいります。

(22) 学校・家庭と連携した食育の推進について

学力向上施策の一環である「早寝・早起き・朝ごはん」や国・県の食育の推進を受けて村内小・中学校で「子どもが作る弁当の日」を実施して8年目になります。平成30年度も食育の更なる充実・発展に努めてまいります。

また、農業と教育をつなぎ本村の特性に応じた施策として、教育ファーム事業を継続してまいります。

(23) 幼稚園及び学校の教育環境の整備について

特色ある学校、魅力ある学校づくりのため、教育環境の整備、環境美化などについて、学校、家庭、地域、行政が連携して学校教育を支援してまいります。

また、特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対してもこれまで同様、支援員を配置し積極的な支援と個に応じた指導の推進を図ってまいります。

(24) 幼保連携について

保育士確保のための「保育士宿舍借り上げ支援事業」や「保育体制強化事業」のほか、嘱託保育士の処遇改善に取り組みます。また、幼児期の健やかな育ちと学びにつなげる「わらべうた遊び」も引き続き推進してまいります。

要保護児童の支援については、対象児童等の安全確認や該当世帯の相談業務を強化し、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

(25) 家庭・地域における取組について

児童生徒の良さと課題についてよく見極め、子供の情緒を安定させ安心して生活できる環境をつくることや基本的な生活習慣を身につけることの大切さを家庭・地域に説明し、理解を深めてまいります。

具体的な取組としては、「あいさつ」の村づくり宣言の推進、目指そう日本一の「教育立村今帰仁」を掲げ、家庭学習の習慣化や読書活動を推進し、学校、家庭・地域が連携を図り取り組んでまいります。

(26) 社会教育の振興と生涯学習の推進について

生涯学習の場として中央公民館、運動公園を活用して、公民館講座や高齢者学級、体力作り教室等を開催し、社会教育の振興と生涯学習を推進し地域社会の教育力の向上に努めてまいります。

また、子育て支援の観点から社会教育の役割として、子どもの健全な成長が図られるよう学校、家庭、地域と連携し支援してまいります。

乳幼児、児童生徒の豊かな人間性を育むため30年度も引き続き、ブックスタートや読み聞かせ、わんぱく自然体験塾を継続実施し、学習機会・自然体験活動を推進してまいります。

村立図書館については、図書館日より、講演会やイベントの充実に努め、平成30年度から日曜開館を開始いたします。

(27) 社会体育スポーツの振興について

スポーツに親しんでもらうための環境づくりに積極的に努めるため、スポーツ推進委員や村体育協会及び総合型地域スポーツクラブ・ナスクと連携を図ってまいります。

村総合運動公園については、これまで整備・改修したテニスコート、村民プール、イベント広場、幼児用遊具施設の利用促進を図ります。平成30年度も引き続き施設の充実に図り、スポーツツーリズムによる県内外からの誘客及び村民スポーツの振興、村民の健康増進事業を推進してまいります。また、運動公園の更なる利用促進や施設の効果的な活用を図るため、指定管理等含め、望ましい運営形態について検討してまいります。

(28) 青少年の健全育成について

子どもたちが安全・安心な環境の中で、いきいきと活動できるよう、学校、家庭、地域社会がそれぞれ

の役割に努め、連携を構築できるよう支援してまいります。

子ども会、ジュニアリーダー、青年会の育成を支援するとともに、世代間交流や他市町村との交流事業も積極的に展開し、地域活動の活性化に取り組んでまいります。

山形県酒田市児童との交流事業「今帰仁村ふれあい少年の翼」を継続し次世代のリーダー育成を目的に、これからも積極的に推進してまいります。

(29) 文化財行政について

世界遺産の今帰仁城跡をはじめとした村内文化財の調査・保存・整備を強化していくとともに、歴史文化センターの常設展示や企画展示といった学習機会の充実を図り、村内外に文化的、歴史的価値を発信してまいります。

おわりに

以上、平成30年度施政方針に基づき、今定例会に提案させていただいております「平成30年度予算案」をはじめ、議案10件、報告1件、同意案3件、諮問案1件を提案しております。また、追加議案として提案する平成29年度補正予算につきましては、事業の執行状況に応じた所要の補正を行うこととしております。

ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。最後に、本村の更なる発展と誰もが住みやすいむらづくりのため、議員各位並びに村民のみなさまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

平成30年3月7日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

○ 東恩納寛政 議長 以上をもって村長の施政方針を終わります。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前10時43分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時57分)

日程第7. 「議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第5号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年3月7日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）別表について所要の規定の整備を行う必要があるため、この議案を提出します。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）を次のように改める。

| 改正後（案） | 現行 |
|---|-------------------|
| 別表 【別記1参照】 | 別表 【別記2参照】 |
| 備考 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 | |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【別記1】

| 職名 | 報酬の額（円） | 旅費の額 |
|------------------------|-----------|---------------------------------|
| 監査委員 識見者 | 月額 51,300 | 職員の旅費に関する 条例の1等級の職に 相当する。 |
| 〃 議員選出 | 月額 45,900 | |
| 今帰仁村行財政改革審議委員会 会長 | 日額 4,400 | |
| 〃 委員 | 日額 4,000 | |
| 今帰仁村庁舎建設委員会 委員長 | 日額 4,400 | |
| 〃 委員 | 日額 4,000 | |
| 今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会 会長 | 日額 4,400 | |
| 〃 委員 | 日額 4,000 | |

| | |
|----------------------------|---|
| 今帰仁村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会 会長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 今帰仁村行政不服審査会 会長 | 日額 4,400 |
| 今帰仁村行政不服審査会 委員 | 日額 4,000 |
| 今帰仁村国民保護協議会 委員 | 日額 4,000 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 月額 48,600 |
| 〃 委員 | 月額 45,900 |
| 投票管理者 | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に定める額に準ずる。 |
| 開票管理者 | |
| 投票立会人 | |
| 開票立会人 | |
| 選挙長 | |
| 選挙立会人 | |
| 補充員 | 日額 5,000 |
| 投票事務従事者 | 日額 21,000 |
| 開票事務従事者 | 日額 7,300 |
| 今帰仁村コミュニティセンター管理運営連絡協議会 会長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 固定資産評価審査委員会 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 国民健康保険運営協議会 会長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 今帰仁村健康づくり推進協議会 会長 | 日額 2,000 |
| 〃 委員 | 日額 2,000 |
| 今帰仁村民生委員推薦会 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 今帰仁村予防接種健康被害調査委員会（委員長及び委員） | 日額 15,000 |
| 高齢者サービス調整チーム 委員 | 日額 4,000 |
| 保育所嘱託医 | 年額 60,000 |

| | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| 特別支援保育運営委員会 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 障害児嘱託医 | 日額 20,000 |
| 今帰仁村立保育所における福祉サービスに関する 苦情解決委員 | 日額 4,000 |
| 子ども・子育て支援会議委員長及び部会長 | 日額 4,400 |
| 子ども・子育て支援会議委員及び部会委員・臨時 委員 | 日額 4,000 |
| 今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会 委員長 | 日額 4,400 |
| 今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会委員 | 日額 4,000 |
| 農業委員会 会長 | 基本月額 47,000 能率額 予算の範囲内で村 長が定める額 |
| 〃 委員 | 基本月額 41,000 能率額 予算の範囲内で村 長が定める額 |
| 農地利用最適化推進委員 | 基本月額 30,000 能率額 予算の範囲内で村 長が定める額 |
| 農業構造改善事業推進協議会 委員 | 日額 2,000 |
| 今帰仁村土地利用審議会 会長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| なきじん村ふるさと・水と土保全推進委員 | 日額 2,000 |
| 今帰仁村集落整備事業推進協議会 委員 | 日額 3,000 |
| 農地集積促進員 | 日額 4,000 |
| 農地流動化総合調整員及び調査員 | 日額 4,000 |
| 新規就農者サポート員 | 日額 4,000円以内 |
| 運天港活用推進協議会 委員 | 日額 2,000 |
| 今帰仁村景観委員会 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 小学校・中学校校医 内科医 | 年額 80,000 |
| 〃 歯科医 | 年額 80,000 |
| 〃 薬剤師 | 年額 40,000 |

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 幼稚園 園長 | 年額 50,000 |
| 幼稚園 副園長 | 年額 20,000 |
| 〃 園医 内科医 | 年額 10,000 |
| 〃 〃 歯科医 | 年額 10,000 |
| 〃 〃 薬剤師 | 年額 10,000 |
| 教育委員会 委員 | 月額 45,900 |
| 教育相談員 | 月額 75,000 |
| 社会教育指導員 | 月額 75,000 |
| 給食センター運営委員会 会長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 社会教育委員 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 公民館運営審議会 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 文化財保存調査委員会 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 心身障害児適正就学指導委員会 会長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| スポーツ推進委員 | 日額 4,000 |
| 今帰仁村スポーツ推進審議会 会長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 今帰仁村歴史文化センター運営協議会 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 今帰仁城跡附シイナ城跡調査研究整備委員会 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理計画策定委員会 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |
| 旧今帰仁村立小中学校統合後跡利用審議会 会長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 日額 4,000 |

【別記2】

| 職名 | 報酬の月額 | 旅費の額 |
|-------------------|---|---------------------------------|
| | 円 | 職員の旅費に関する 条例の3等級の職に 相当する。 |
| 教育委員会 委員 | 月額 45,900 | |
| 選挙管理委員会 委員長 | 〃 48,600 | |
| 〃 委員 | 〃 45,900 | |
| 監査委員 識見者 | 〃 51,300 | |
| 〃 議員選出 | 〃 45,900 | |
| 農業委員会 会長 | 基本月額 47,000 能率額 予算の範囲内で村 長が定める額 | |
| 〃 委員 | 基本月額 41,000 能率額 予算の範囲内で村 長が定める額 | |
| 農地利用最適化推進委員 | 基本月額 30,000 能率額 予算の範囲内で村 長が定める額 | |
| 固定資産評価審査委員会 委員長 | 日額 4,400 | |
| 〃 委員 | 〃 4,000 | |
| 国民健康保険運営協議会 会長 | 〃 4,400 | |
| 〃 委員 | 〃 4,000 | |
| 社会教育委員 委員長 | 〃 4,400 | |
| 〃 委員 | 〃 4,000 | |
| 公民館運営審議会 委員長 | 〃 4,400 | |
| 〃 委員 | 〃 4,000 | |
| 文化財保存調査委員会 委員長 | 〃 4,400 | |
| 〃 委員 | 〃 4,000 | |
| 心身障害児適正就学指導委員会 会長 | 〃 4,400 | |
| 〃 委員 | 〃 4,000 | |
| スポーツ推進委員 | 〃 4,000 | |
| 社会教育指導員 | 月額 75,000 | |
| 投票管理者 | 国会議員の選挙等の執行経 費の基準に関する法律（昭 和25年法律第179号）第14 | |
| 開票管理者 | | |
| 投票立会人 | | |

| | |
|----------------------------|----------------|
| 開票立会人 | 条第1項に定める額に準ずる。 |
| 選挙長 | |
| 選挙立会人 | |
| 補充員 | 日額 5,000 |
| 今帰仁村健康づくり推進協議会 会長 | 〃 2,000 |
| 〃 委員 | 〃 2,000 |
| 特別支援保育運営委員会 委員長 | 〃 4,400 |
| 〃 委員 | 〃 4,000 |
| 保育所嘱託医 | 年額 60,000 |
| 今帰仁村民生委員推薦会 委員長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 〃 4,000 |
| 農業構造改善事業推進協議会 委員 | 〃 2,000 |
| 小学校・中学校校医 内科医 | 年額 80,000 |
| 〃 歯科医 | 〃 80,000 |
| 〃 薬剤師 | 〃 40,000 |
| 幼稚園 園長 | 〃 50,000 |
| 幼稚園 副園長 | 〃 20,000 |
| 〃 園医 内科医 | 〃 10,000 |
| 〃 〃 歯科医 | 〃 10,000 |
| 〃 〃 薬剤師 | 〃 10,000 |
| 給食センター運営委員会 会長 | 日額 4,400 |
| 〃 委員 | 〃 4,000 |
| 今帰仁村コミュニティセンター管理運営連絡協議会 会長 | 〃 4,400 |
| 〃 委員 | 〃 4,000 |
| 今帰仁村林業振興促進協議会 委員 | 〃 4,000 |
| 運天港活用推進協議会 委員 | 〃 2,000 |
| 今帰仁村行財政改革審議委員会 会長 | 〃 4,400 |
| 〃 委員 | 〃 4,000 |
| 障害児嘱託医 | 〃 20,000 |
| 今帰仁村小作料協議会 会長 | 〃 4,400 |
| 〃 委員 | 〃 4,000 |
| 今帰仁村土地利用審議会 会長 | 〃 4,400 |

| | | | |
|----------------------------------|-----|----|------------------|
| 〃 | 委員 | 〃 | 4,000 |
| 高齢者サービス調整チーム | 委員 | 〃 | 4,000 |
| なきじん村ふるさと・水と土保全推進委員 | | 〃 | 2,000 |
| 今帰仁村歴史文化センター運営協議会 | 委員長 | 〃 | 4,400 |
| 〃 | 委員 | 〃 | 4,000 |
| 県道屋我地仲宗根線建設促進協議会 | 委員 | 〃 | 2,000 |
| 教育相談員 | | 月額 | 75,000 |
| 今帰仁村集落整備事業推進協議会 | 委員 | 日額 | 3,000 |
| 今帰仁村税等徴収嘱託員 | | 月額 | 60,000円以内 |
| 今帰仁村税等滞納整理嘱託員 | | 月額 | 120,000～200,000円 |
| 今帰仁城跡附シイナ城跡調査研究整備委員会 | | 日額 | 4,400 |
| 委員長 | | | |
| 〃 | | 〃 | 4,000 |
| 委員 | | | |
| 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理計画策定委員会 | | 〃 | 4,400 |
| 委員長 | | | |
| 〃 | | 〃 | 4,000 |
| 委員 | | | |
| 旧今帰仁村立小中学校統合後跡利用審議会 | 会長 | 〃 | 4,400 |
| 〃 | 委員 | 〃 | 4,000 |
| 農地集積促進員 | | 〃 | 4,000 |
| 農地流動化総合調整員及び調査員 | | 〃 | 4,000 |
| 農地流動化対策円滑化プロジェクトチーム構成員 | | 〃 | 4,000円以内 |
| 新規就農者サポート員 | | 〃 | 4,000円以内 |
| 今帰仁村庁舎建設委員会 | 委員長 | 〃 | 4,400 |
| 〃 | 委員 | 〃 | 4,000 |
| 今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会 | 会長 | 〃 | 4,400 |
| 〃 | 委員 | 〃 | 4,000 |
| 今帰仁村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会 | 会長 | 〃 | 4,400 |
| 〃 | | 〃 | 4,000 |
| 委員 | | | |
| 今帰仁村立保育所における福祉サービスに関する 苦情解決委員 | | 〃 | 4,000 |

| | | |
|--|---------------------|---------------------|
| 健康相談及び介護予防推進嘱託員 (保健師・看護師・栄養士等) | | 月額 200,000～250,000円 |
| 介護福祉相談及び自殺予防推進嘱託員 (保健師・看護師・介護福祉士・精神保健福祉士) | | 月額 200,000～250,000円 |
| 地域包括支援センター嘱託員 | 主任介護支援専門員 | 月額 250,000～300,000円 |
| | 介護支援専門員 | 月額 200,000～250,000円 |
| | 保健師・看護師 | 月額 200,000～250,000円 |
| | | 日額 10,000円 |
| | 社会福祉士 | 月額 200,000～250,000円 |
| | | 日額 10,000円 |
| 理学療法士・作業療法士・運動指導士 | 月額 200,000～250,000円 | |
| | 日額 10,000円 | |
| 仲宗根地区まちづくり審議会 委員長 | | 日額 4,400 |
| " 委員 | | " 4,000 |
| 今帰仁村国民保護協議会 委員 | | " 4,000 |
| 田園空間整備事業推進協議会 委員 | | " 3,000 |
| 投票事務従事者 | | " 21,000 |
| 開票事務従事者 | | " 7,300 |
| 今帰仁村スポーツ推進審議会 会長 | | " 4,400 |
| " 委員 | | " 4,000 |
| 今帰仁村歴史文化センター館長 | | 月額 250,000円以内 |
| 今帰仁村鳥獣被害対策実施隊員 | | 年額 13,500円以内 |
| 今帰仁村農業経営アドバイザー | | 日額 10,000円以内 |
| 手話通訳(士・者) | | 月額 198,000～248,000円 |
| 手話通訳(奉仕員) | | 月額 176,000～226,000円 |
| 今帰仁村景観委員会 委員長 | | 日額 4,400 |
| " 委員 | | " 4,000 |
| 今帰仁村墓地基本計画策定委員会 委員長 | | " 4,400 |
| " 委員 | | " 4,000 |
| 今帰仁村幼稚園教諭・保育士等嘱託員 | 幼稚園教諭 | 月額 180,000～205,000円 |
| | 保育士 | " 180,000～205,000円 |
| | 調理員 | " 165,000～170,000円 |

| | | | |
|-------------------------------------|---------------------|---------------------------------|--------------------|
| 子ども・子育て支援会議 | 日額 4,400円 | 職員の旅費に関する 条例の1等級の職に 相当する。 | |
| 委員長及び部会長 | | | |
| 子ども・子育て支援会議 委員及び部会委員・臨時委員 | 〃 4,000円 | | |
| 今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会 委員長 | 〃 4,400円 | | |
| 今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会委員 | 〃 4,000円 | | |
| 今帰仁村予防接種健康被害調査委員会（委員長及 び委員） | 〃 15,000円 | | |
| 今帰仁村行政不服審査会 会長 | 〃 4,400円 | | |
| 今帰仁村行政不服審査会 委員 | 〃 4,000円 | | |
| 母子保健コーディネーター（保健師・看護師・助 産師・社会福祉士） | 月額 200,000～250,000円 | 職員の旅費に関する 条例の3等級の職に 相当する。 | |
| 地域おこし協力隊等嘱託員 | 魅力化コーディネー ター兼塾講師 | | 〃 160,000～200,000円 |
| 今帰仁村子ども応援支援専門員 | 〃 200,000～250,000円 | | |
| 今帰仁村子ども応援支援員 | 〃 156,000～206,000円 | | |
| | | | |

○ 東恩納寛政 議長 日程第7. 「議案第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第6号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年3月7日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

現行の規定が社会情勢の変化に対応できておらず、実態に即した旅費支給に見直す必要があるため、この議案を提出します。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---------------|--------|-----|------|---------------|-----|------|---------------|-----|------|---------------|-------|----|-----|-----|-----|--------|---------------|--------|-----|--------|---------------|--------|-----|--------|---------------|--------|--|-------|----|-----|-----|------|---------------|-----|------|---------------|-----|------|---------------|-------|----|-----|-----|-----|--------|---------------|--------|-----|--------|---------------|--------|-----|--------|---------------|--------|
| <p>（日当、宿泊料及び食卓料）</p> <p>第14条 日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1</p> <p>県内旅行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の等級</th> <th style="text-align: center;">日当</th> <th style="text-align: center;">宿泊料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一等級</td> <td style="text-align: center;">900円</td> <td style="text-align: center;"><u>9,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二等級</td> <td style="text-align: center;">800円</td> <td style="text-align: center;"><u>9,300円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三等級</td> <td style="text-align: center;">800円</td> <td style="text-align: center;"><u>9,300円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>離島旅行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の等級</th> <th style="text-align: center;">日当</th> <th style="text-align: center;">宿泊料</th> <th style="text-align: center;">食卓料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一等級</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> <td style="text-align: center;"><u>9,500円</u></td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二等級</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> <td style="text-align: center;"><u>9,300円</u></td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三等級</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> <td style="text-align: center;"><u>9,300円</u></td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>離島とは、沖縄本島以外の島をいう。ただし、沖縄本島と埋立、海中道路又は架橋により連結された島は含まない。</p> | 職務の等級 | 日当 | 宿泊料 | 一等級 | 900円 | <u>9,500円</u> | 二等級 | 800円 | <u>9,300円</u> | 三等級 | 800円 | <u>9,300円</u> | 職務の等級 | 日当 | 宿泊料 | 食卓料 | 一等級 | 1,800円 | <u>9,500円</u> | 1,100円 | 二等級 | 1,600円 | <u>9,300円</u> | 1,000円 | 三等級 | 1,600円 | <u>9,300円</u> | 1,000円 | <p>（日当、宿泊料及び食卓料）</p> <p>第14条 日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1</p> <p>県内旅行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の等級</th> <th style="text-align: center;">日当</th> <th style="text-align: center;">宿泊料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一等級</td> <td style="text-align: center;">900円</td> <td style="text-align: center;"><u>6,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二等級</td> <td style="text-align: center;">800円</td> <td style="text-align: center;"><u>6,300円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三等級</td> <td style="text-align: center;">800円</td> <td style="text-align: center;"><u>6,300円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>先島旅行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の等級</th> <th style="text-align: center;">日当</th> <th style="text-align: center;">宿泊料</th> <th style="text-align: center;">食卓料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一等級</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> <td style="text-align: center;"><u>7,500円</u></td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二等級</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> <td style="text-align: center;"><u>7,300円</u></td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三等級</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> <td style="text-align: center;"><u>7,300円</u></td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>先島とは、久米島を含む宮古郡、八重山郡等の地域をいう。</p> | 職務の等級 | 日当 | 宿泊料 | 一等級 | 900円 | <u>6,500円</u> | 二等級 | 800円 | <u>6,300円</u> | 三等級 | 800円 | <u>6,300円</u> | 職務の等級 | 日当 | 宿泊料 | 食卓料 | 一等級 | 1,800円 | <u>7,500円</u> | 1,100円 | 二等級 | 1,600円 | <u>7,300円</u> | 1,000円 | 三等級 | 1,600円 | <u>7,300円</u> | 1,000円 |
| 職務の等級 | 日当 | 宿泊料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一等級 | 900円 | <u>9,500円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二等級 | 800円 | <u>9,300円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三等級 | 800円 | <u>9,300円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務の等級 | 日当 | 宿泊料 | 食卓料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一等級 | 1,800円 | <u>9,500円</u> | 1,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二等級 | 1,600円 | <u>9,300円</u> | 1,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三等級 | 1,600円 | <u>9,300円</u> | 1,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務の等級 | 日当 | 宿泊料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一等級 | 900円 | <u>6,500円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二等級 | 800円 | <u>6,300円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三等級 | 800円 | <u>6,300円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務の等級 | 日当 | 宿泊料 | 食卓料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一等級 | 1,800円 | <u>7,500円</u> | 1,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二等級 | 1,600円 | <u>7,300円</u> | 1,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三等級 | 1,600円 | <u>7,300円</u> | 1,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>備考</p> <p>現行は欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○ 東恩納寛政 議長 日程第9、「議案第7号 今帰仁村個人情報保護条例及び今帰仁村情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第7号

今帰仁村個人情報保護条例及び今帰仁村情報公開条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年3月7日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村個人情報保護条例及び今帰仁村情報公開条例の一部を改正する条例

（今帰仁村個人情報保護条例の一部改正）

第1条 今帰仁村個人情報保護条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>（1）個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）<u>その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。</u>）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を</u></p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>（1）個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u></p> |

用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

(4)～(8) [略]

第7条 実施機関は、要配慮個人情報その他村長が情報公開条例第20条に規定する今帰仁村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めた事項の収集等をしてはならない。ただし、法令等により個人情報の収集等を認めているとき、又は個人の生命、身体、生活若しくは財産に対する危険を避けるためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る情報に不開

(2)～(6) [略]

第7条 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令等により個人情報の収集等を認めているとき、又は個人の生命、身体、生活若しくは財産に対する危険を避けるためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項

(3) その他村長が情報公開条例第20条に規定する今帰仁村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めた事項

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る情報に不開

示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分及び個人識別符号を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第15条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 [略]

示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分_____を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 [略]

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

(今帰仁村情報公開条例の一部改正)

第2条 今帰仁村情報公開条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(非公開とすることができる公文書)</p> <p>第7条 実施機関は、次の各号の一に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 <u>（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、</u></p> | <p style="text-align: center;">(非公開とすることができる公文書)</p> <p>第7条 実施機関は、次の各号の一に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等_____</p> |

若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することかできることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～オ [略]

(3)～(4) [略]

(公開決定等の期限)

第10条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

_____により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～オ [略]

(3)～(4) [略]

(公開決定等の期限)

第10条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日より施行する。

○ 東恩納寛政 議長 日程第10. 「議案第8号 今帰仁村の現行の条例の用語等の整備に係る基本方針に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第8号

今帰仁村の現行の条例の用語等の整備に係る基本方針に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成30年3月7日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

村の条例の表記等の整備に向けた基本方針を定める必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村の現行の条例の用語等の整備に係る基本方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、現行の今帰仁村の条例（以下「現行の条例」という。）に使用している用語、用字、仮名遣い、送り仮名、句読点その他の表記等（以下「用語等」という。）の整備に係る基本方針について定めるものとする。

(整備の基準)

第2条 現行の条例に使用している用語等は、当該条例の制定の目的及び趣旨に反しない範囲で、次に掲げる告示、訓令及び通知に定めるところに従い、所要の整備を行うこととする。

- (1) 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）
- (2) 送り仮名の付け方（平成22年内閣告示第3号）
- (3) 現代仮名遣い（平成22年内閣告示第4号）
- (4) 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）
- (5) 法令における漢字使用等について（平成22年内閣法制局総総第208号）

(拗音及び促音の取扱い)

第3条 現行の条例中、拗音及び促音については、法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（昭和63年内閣法制局総発第125号）の定めるところに従い、半音（小書き）に改めることとする。

(句読点の整備)

第4条 現行の条例中、条文の意味を明確にするため必要があるときは、当該条文の趣旨を損なわない範囲内で、句読点について所要の整備を行うこととする。

(条、項、号等の表示の整備)

第5条 現行の条例中、条、項、号又は号の細目の表示に不連続その他の不備があるときは、当該表示について所要の整備を行うこととする。

(引用法令等の整備)

第6条 現行の条例中、その条文中において引用した法令又は条例等（以下「引用法令等」という。）に公布年又は公布番号が欠けているときは、当該引用法令等名の次に括弧書きで欠けている公布年及び公布番号を付すこととする。

2 引用法令等に現に付され、又は前項の規定により付されることとなる公布年及び公布番号の括弧書き中の表記の形式は、「昭和（平成）〇〇年法律第〇〇号」、「昭和（平成）〇〇年今帰仁村条例第〇〇号」等に統一することとする。

3 前2項に定めるもののほか、引用法令等について整備を要するときは、その引用された趣旨を損なわない範囲で、所要の整備を行うこととする。

(条文見出しの整備)

第7条 現行の条例中、各条文に付されている見出しについて整備を要するときは、当該条文の趣旨及び内容に則して所要の整備を行うこととする。

(別表等に係る整備)

第8条 現行の条例中、本則及び別表の名称、番号等並びに本則及び様式の名称、番号等との整合を図るとともに、別表の番号の表示を「別表第〇（第〇条関係）」に、様式の番号の表示を「様式第〇号（第〇条関係）」に統一することとする。

(その他の措置)

第9条 前条までに定めるもののほか、現行の条例に使用している用語等の整備を図るため必要な場合には、現行の条例の制定の目的及び趣旨に反しない範囲で、所要の整備を行うこととする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(村議会への提案)

2 村は、この条例に定める方針に従い、現行の条例の改正案を作成して、議会に提案するものとする。

3 村は、今後議会に提案する条例案（前項に定めるものを除く。）についても、第2条、第3条、第6条第2項及び第8条の趣旨を踏まえて作成するものとする。

(経過措置)

4 この条例の施行後、現に改正前の条例の規定に基づき作成された様式は、改正後の条例の規定に関わらず、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○ 東恩納寛政 議長 日程第11. 「議案第9号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営

に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第9号

今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年3月7日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

沖縄振興特別推進市町村交付金により建設される地域活動拠点活性化施設の良好な管理及び運営を図るため、この議案を提出します。

今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現行 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|-----------------|----|---------------|----|--------------|----|----------------|--|----|-----------------|----|---------------|----|--------------|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 拠点活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>名称</td><td>今帰仁村地域活動拠点活性化施設</td></tr><tr><td>位置</td><td>今帰仁村字上運天438番地</td></tr><tr><td>位置</td><td>今帰仁村字玉地611番地</td></tr><tr><td>位置</td><td>今帰仁村字今泊3116番地2</td></tr></table> | 名称 | 今帰仁村地域活動拠点活性化施設 | 位置 | 今帰仁村字上運天438番地 | 位置 | 今帰仁村字玉地611番地 | 位置 | 今帰仁村字今泊3116番地2 | <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 拠点活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>名称</td><td>今帰仁村地域活動拠点活性化施設</td></tr><tr><td>位置</td><td>今帰仁村字上運天438番地</td></tr><tr><td>位置</td><td>今帰仁村字玉城611番地</td></tr></table> | 名称 | 今帰仁村地域活動拠点活性化施設 | 位置 | 今帰仁村字上運天438番地 | 位置 | 今帰仁村字玉城611番地 |
| 名称 | 今帰仁村地域活動拠点活性化施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 位置 | 今帰仁村字上運天438番地 | | | | | | | | | | | | | | |
| 位置 | 今帰仁村字玉地611番地 | | | | | | | | | | | | | | |
| 位置 | 今帰仁村字今泊3116番地2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 今帰仁村地域活動拠点活性化施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 位置 | 今帰仁村字上運天438番地 | | | | | | | | | | | | | | |
| 位置 | 今帰仁村字玉城611番地 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>備考</p> <p>改正後（案）部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後（案）部分を加える。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、当該施設完成の日から施行する。

- 東恩納寛政 議長 日程第12. 「議案第10号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

- 中原茂仁 副村長

議案第10号

今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年3月7日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い、今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改める。

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 本村が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>（1）本村に住所を有する被保険者</p> <p>（2）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項に規定する病院等をいう。</u>以下同じ。）に入院等</p> | <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 本村が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>（1）本村に住所を有する被保険者</p> <p>（2）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項に規定する病院等をいう。</u>以下同じ。）に入院等（<u>同項に規</u></p> |

(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、本村に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、本村に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、本村に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本村に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、本村に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、本村に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、本村に住所を有していた被保険者

附 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定する納期のうち第1期から第3期の間は徴収は行わず、第4期より徴収するものとする。

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保

| | |
|--|--|
| <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>第2条</u> [略]</p> | <p><u>除料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「村長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における村長が別に定める時期とする」。</u></p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p> |
| <p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p> | |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時12分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時13分)

日程第13. 「議案第11号 平成30年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第11号

平成30年度今帰仁村一般会計予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億6,349万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月7日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------------------|-------------------------|---------|
| 1 村 税 | | 585,595 |
| | 1 村 民 税 | 196,314 |
| | 2 固 定 資 産 税 | 303,504 |
| | 3 軽 自 動 車 税 | 33,342 |
| | 4 市 町 村 た ば こ 税 | 52,433 |
| | 5 特 別 土 地 保 有 税 | 2 |
| 2 地 方 譲 与 税 | | 46,060 |
| | 1 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 13,035 |
| | 2 自 動 車 重 量 譲 与 税 | 33,024 |
| | 3 地 方 道 路 譲 与 税 | 1 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | | 487 |
| | 1 利 子 割 交 付 金 | 487 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | | 1,020 |
| | 1 配 当 割 交 付 金 | 1,020 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | | 1,134 |
| | 1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 1,134 |

| 款 | 項 | 金額 |
|----------------|---------------|-----------|
| 6 地方消費税交付金 | | 146,325 |
| | 1 地方消費税交付金 | 146,325 |
| 7 ゴルフ場利用税交付金 | | 15,018 |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 15,018 |
| 9 自動車取得税交付金 | | 11,945 |
| | 1 自動車取得税交付金 | 11,945 |
| 10 地方特例交付金 | | 2,902 |
| | 1 地方特例交付金 | 2,901 |
| | 2 特別交付金 | 1 |
| 11 地方交付税 | | 1,985,000 |
| | 1 地方交付税 | 1,985,000 |
| 12 交通安全対策特別交付金 | | 1 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 1 |
| 13 分担金及び負担金 | | 54,407 |
| | 1 分 担 金 | 3 |
| | 2 負 担 金 | 54,404 |
| 14 使用料及び手数料 | | 54,841 |
| | 1 使 用 料 | 36,062 |
| | 2 手 数 料 | 18,779 |
| 15 国庫支出金 | | 614,911 |
| | 1 国庫負担金 | 378,952 |
| | 2 国庫補助金 | 233,115 |
| | 3 国庫委託金 | 2,844 |
| 16 県支出金 | | 1,535,694 |
| | 1 県負担金 | 224,545 |
| | 2 県補助金 | 1,273,733 |
| | 3 県委託金 | 37,416 |
| 17 財産収入 | | 13,236 |
| | 1 財産運用収入 | 13,234 |
| | 2 財産売却収入 | 2 |
| 18 寄附金 | | 1 |
| | 1 寄 附 金 | 1 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|---------------|-----------|
| 19 繰入金 | | 195,553 |
| | 1 繰入金 | 195,553 |
| 20 繰越金 | | 10,000 |
| | 1 繰越金 | 10,000 |
| 21 諸収入 | | 209,969 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 954 |
| | 2 預金利子 | 100 |
| | 3 貸付金元利収入 | 1 |
| | 4 雑収入 | 158,512 |
| | 5 受託事業収入 | 50,402 |
| 22 村債 | | 379,400 |
| | 1 村債 | 379,400 |
| 歳入合計 | | 5,863,499 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|-----------|-----------|
| 1 議会費 | | 70,749 |
| | 1 議会費 | 70,749 |
| 2 総務費 | | 671,008 |
| | 1 総務管理費 | 533,532 |
| | 2 徴税費 | 83,661 |
| | 3 戸籍住民登録費 | 29,581 |
| | 4 選挙費 | 21,808 |
| | 5 統計調査費 | 749 |
| | 6 監査委員費 | 1,677 |
| 3 民生費 | | 2,564,368 |
| | 1 社会福祉費 | 1,049,272 |
| | 2 児童福祉費 | 1,515,096 |
| 4 衛生費 | | 342,146 |
| | 1 保健衛生費 | 136,325 |
| | 2 清掃費 | 205,821 |
| 5 労働費 | | 1 |
| | 1 失業対策費 | 1 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------------|-------------------------|-----------|
| 6 農 林 水 産 業 費 | | 461,492 |
| | 1 農 業 費 | 264,937 |
| | 2 林 業 費 | 13,987 |
| | 3 水 産 業 費 | 182,568 |
| 7 商 工 費 | | 118,680 |
| | 1 商 工 費 | 118,680 |
| 8 土 木 費 | | 393,619 |
| | 1 土 木 管 理 費 | 12,479 |
| | 2 道 路 橋 梁 費 | 317,513 |
| | 3 河 川 費 | 36,440 |
| | 4 港 灣 費 | 20,606 |
| | 5 住 宅 費 | 6,581 |
| 9 消 防 費 | | 180,550 |
| | 1 消 防 費 | 180,550 |
| 10 教 育 費 | | 626,001 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 168,222 |
| | 2 小 学 校 費 | 68,543 |
| | 3 中 学 校 費 | 36,514 |
| | 4 幼 稚 園 費 | 35,484 |
| | 5 社 会 教 育 費 | 178,819 |
| | 6 保 健 体 育 費 | 138,419 |
| 11 災 害 復 旧 費 | | 3 |
| | 1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 2 |
| | 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 1 |
| 12 公 債 費 | | 431,879 |
| | 1 公 債 費 | 431,879 |
| 13 諸 支 出 金 | | 3 |
| | 1 普 通 財 産 取 得 費 | 2 |
| | 2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金 | 1 |
| 14 予 備 費 | | 3,000 |
| | 1 予 備 費 | 3,000 |
| 歳 出 合 計 | | 5,863,499 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------------------|-------------|-------|--|--|
| 農村集落基盤再編・整備事業 西 地 区 | 千円 6,600 | 証書借入 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。 |
| 漁村再生交付金事業 | 22,400 | 〃 | | |
| 村道与那嶺線改良事業 | 2,000 | 〃 | | |
| 村道越地与比地小浜原線改良事業 | 13,800 | 〃 | | |
| 村道呉我山仲山橋改良事業 | 5,500 | 〃 | | |
| 村道古宇利一周線道路改築事業 | 25,400 | 〃 | | |
| 沖縄振興特別推進交付金事業 | 183,700 | 〃 | | |
| 臨時財政対策債 | 120,000 | 〃 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | 379,400 | | | |

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 それでは事項別明細書について、詳細を説明いたします。

目ごとの増減について、300万円以上の主なものについて説明していきたいと思います。

まずは手元の予算書の14ページから。1款村税、1項村民税、1目の個人、去年度387万円の増額予算となっております。主なものとしましては、1節の所得割のほうで340万円ぐらいの増額となっております。

続きましては次のページを15ページです。2項の固定資産税、1目固定資産税は438万4,000円の減となっております。その主なものは1節の大きいものとしては、原価償却費200万円程度の減となっております。

それからめくってもらいまして、18ページです。4項市町村たばこ税、1目の783万9,000円の減です。これは市町村たばこ税の現年度分の影響であります。

続きましては、ページをめくってもらって、26ページ、6款の地方消費税交付金、1目の地方消費税交付金の1,625万2,000円の増となっております。この主なものというのは、一般的なものというのは社会保障財源交付金、両方ともほぼ同程度の増となっております。地方消費税交付金が880万円ぐらいの増です。社会保障財源交付金分が740万円程度の増です。

続きまして、ゆっくりめくってもらって、34ページ、13款分担金及び負担金、2項の負担金です。1目の民生費負担金913万円の増です。その主な要因は1節の保育所保護者負担金、約800万円の増となってい

ます。

続きまして、まためくっていただいて、39ページ、15款になります。国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、比較しまして7,105万8,000円の増です。その主な要因は、13節子どものための教育・保育給付費負担金、13節の中でも39ページの下の方、施設型保育施設入所負担金、これは新規の方です。新規で計上していて6,500万円程度の増となっています。それが主な要因となっています。

続きまして、まためくっていただきまして、41ページ、2項の国庫補助金のほう、まず1目の総務費国庫補助金1,097万1,000円の増です。この主な要因は3節、4節今帰仁村移住・定住促進事業、それと今帰仁村空き家等の実態調査事業、この新規事業が主な要因となっています。続きまして、2目の民生費国庫補助金はこれは4億2,275万4,000円の減です。この減の主な要因は前年度は11節に保育所等の整備交付金3億7,000万円程度が計上されていました。それと9節のほうには、臨時福祉給付金、給付事業の約7,000万円弱の予算計上がありました。それが主な要因となっています。続きましては、下の5目の土木費国庫補助金、減の6,201万4,000円です。この主な要因としましては、前年度は8節に今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業1億5,000万円程度の計上がありました。その減による主な要因となっています。

次42ページです。6目の教育費国庫補助金1,880万8,000円の増です。その主な要因としましては、3節の社会教育費補助金の総合活用整備事業、前年度と比較して2,000万円程度の増となっています。が主な要因です。

続きまして、ページをめくってもらって44ページです。次は16款県支出金、1項の県負担金、1目の民生費県負担金3,608万4,000円の増です。その主な要因は13節、先ほどの国庫と絡む話ですが、ページをめくってもらって、45ページの一番上の国庫負担金と同様に新規の施設型保育施設入所負担金3,000万円余りの増が主な要因です。続きましては、46ページのほうです。2項の県補助金のほうで、1目総務費県補助金5億2,306万7,000円の増。これは沖縄振興特別推進交付金の増ではありますが、この中身としましては、幼保連携一体化施設整備事業費の増によるものであります。続きまして、2目民生費県補助金のほうには536万5,000円の増。その主な要因としましては、1節の社会福祉費補助金の中で下のほうにあります重度心身障害者（児）医療費助成事業費、償還システム改修300万円程度の新規の方の要因が主なものとなっています。

続きまして、次、ページめくってもらいまして、47ページ、同じく県補助金ですが、4目の農林水産業費県補助金、これは1億2,451万7,000円の減です。この主な要因としましては、前年度は9節の沖縄振興特別推進交付金の中の災害に強い栽培施設の整備事業の1億6,000万円程度の計上がありました。それが主な要因となっています。続きましては、48ページの6目の教育費県補助金1,197万4,000円の減です。この5節の沖縄振興特別推進交付金、県の事業ではありますが、ここに前年度は地域型就業意識向上支援事業1,300万円程度の事業が完了したものに伴う減が主な要因となっています。下の7目土木費県補助金2,330万円の増ですね。その主な要因としましては、次のページをめくってもらいまして、49ページです。村道越地与比地小浜原線改良事業6,000万円余りの新規事業によるものが主な要因です。

続きまして50ページ、3項県委託金、1目総務費県委託金638万7,000円の増。その主な要因としましては、1節にある総務費委託金、沖縄県知事選挙委託金550万円程度の増が主な要因となっています。

次めくってもらいまして、52ページ、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入327万6,000円の減。その主な要因としましては、次のページをめくってもらって、2節の建物貸付収入、そこに前年度は第1施設の収入が入っていた。300万円程度のその減に伴うものが主な要因となっています。

続きまして、ページをめくってもらいまして、56ページ、18款1項寄附金のほうの2目指定寄附金2,065万9,000円の減。これは地域活動拠点活性化事業の完了に伴う影響によるものになっています。

続きまして57ページ、19款1項繰入金、1目繰入金のほうの比較としましては、2,116万7,000円の増です。その主な要因は中ほどにあります今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金8,990万円、これが主な要因です。それとあとは今帰仁村給付型奨学金基金162万円の新規を計上しています。

続きまして、めくってもらって62ページになります。21款諸収入、4項の雑入のほうの4目雑入606万4,000円の減です。その主な要因ですけれども、次のページを開けてもらいまして、3節の学校給食費420万円程度の減となっています。それが主な要因です。

それからまためくってもらって、今回21款ですが、5項の受託事業収入、66ページのほうの3目民生費受託事業収入445万6,000円の増は、そこは1節のほうの要因ですが、右側に書かれています介護予防・日常生活支援総合事業の増の影響によるものが主な要因となっています。

続きまして、次開けてもらって67ページ、22款1項村債の中で、まずは1目総務債は1億2,410万円の増です。これは沖縄振興特別推進交付金事業、2目の民生費の1,910万円の減ですが、上のほうは幼保連携一体化施設整備事業分の増に伴うもので、下のほうは連携整備事業ですけれども、東・西地区があった村単独事業分の減が要因であります。

それでは68ページからは歳出のほうを見ていきたいと思えます。歳出のほうは、まずは議会費は飛ばしまして、ちょっとめくっていただきまして74ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,087万6,000円の増です。その主な要因としましては、まためくってもらって、78ページです。13節の委託料がありますが、委託料の中のさらにまためくってもらって80ページのほうです。80ページのほうに新規事業としまして、今帰仁村移住・定住促進事業、今帰仁村空き家等実態調査事業の新規事業の増によるものが主な要因となっています。続きまして、次は83ページ、2目文書広報費910万9,000円の増。その主な要因としましては、13節委託料のほうの今帰仁村ホームページ再構築委託料、新規の計上となっていて、それが主な要因となっています。

それから次の下のほうに84ページのほう、5目の企画費のほうは1,802万7,000円の増となっています。その主な要因は次のページをめくってもらいまして、12節、13節に計上していますふるさと納税推進事業、平成30年度から企画費で計上した前年度は一般管理費に計上していたものが、要するに企画費に計上したものによる要因となっています。

それからまためくってもらいまして、歳出88ページ、1項総務管理費のほうですけれども、9目電子計算費は2,307万4,000円の増となっています。その主な要因としましては、13節基幹システム導入、本格導入ということで、このようになっていまして、電算関係の委託料の増が主な要因となっています。

続きましては101ページです。2款総務費の中の4項選挙費、5目県知事県議会議員選挙費の569万2,000円ですけれども、これは沖縄県知事選挙ということで、新規の計上が要因であります。

続きましてページをめくっていただきまして、7目村議会議員選挙費564万8,000円、これも村議会議員選挙の新規での計上が要因となっています。

それからゆっくりめくっていただきまして、110ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の8,091万8,000円の減です。その主な要因は、めくってもらいまして、次のページの19節ですが、この主な要因は前年度は臨時給付金給付事業5,800万円の予算計上がありましたが、それが皆減に伴うものが主な要因となっています。

次113ページ、2目老人福祉費2,785万1,000円の増です。そこのほうの主な要因としましては、ちょっとページをめくっていただきまして、116ページ、19節の下の方にある介護保険広域連合負担金、その中の特別会計分、約1,800万円の増という前年度対比が主な要因となっています。

次めくってもらいまして、同じく1項社会福祉費ですが、4目身体障害者福祉費1,874万8,000円の増です。その主な要因は、次のページをちょっとめくってもらって、119ページ、20節扶助費です。扶助費の増によるもので、その中でも大きいものとしましては、障害福祉サービス費の増が主な大きい要因となっています。

続きまして、めくってもらって、121ページ、2項児童福祉費です。1目の児童福祉総務費、ここに関しましては、3億3,584万8,000円の増となっておりまして、その主な要因は123ページ、15節幼保連携一体化施設整備事業工事費、対前年度比7億5,000万円程度の増が主な要因となっています。続きまして、2目児童措置費は640万2,000円の減です。そこは20節の扶助費の関係ですが、主なものは児童手当関係の減が要因となっています。

続きましては、124ページ、3目保育所費は4,854万2,000円の減です。この減の要因は、1節の嘱託保育士、嘱託調理員の報償費の減、人数が減ったことでの減の要因となっています。

続きまして、ページをめくってもらいまして、129ページ、同じ2項ですが、5目として、これは新設です。保育運営事業1億9,104万5,000円の増です。これに関しましては、法人保育園関係の予算計上という形になっています。

続きまして、ページをめくってもらいまして、131ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費のほうは301万8,000円の増です。その主な要因は一番主なものは133ページ、次のページをめくってもらくと、18節に備品購入費が新設での大きい要因となっています。続きまして、133ページ、2目予防費165万7,000円の増。そこの増の要因が大きいものは7節の賃金とか一番大きいのは委託料290万円程度、賃金のほうは100万円程度、あとは役務費のほうも100万円程度です。そこが主な要因となっています。

続きまして、ページをめくっていただきまして、146ページです。4款衛生費、2項の清掃費、1目の清掃総務費1,021万7,000円の増です。その主な要因は19節の清掃組合負担金の増によるものであります。

続きまして、148ページです。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費575万3,000円の増。そこに関しましては、主な要因は1節の600万円程度の増となっています。そこが主な要因です。

次ページをめくってもらいまして、150ページ、2目農業総務費420万7,000円の減です。そこに関しましては、2節、3節の職員給関係の減が主な要因となっています。

続きまして、153ページ、同じく1項農業費のほうですが、3目農業振興費は1億5,358万3,000円の減です。このほうは主な要因としましては、19節災害に強い栽培施設の整備事業、去年度は当初予算で1億6,000万円程度の計上がありましたが、まだ今回は当初予算には計上していないというのが主な要因となっています。

続きましては、ページをめくってもらいまして、157ページです。今度は9目村づくり交付金5,242万6,000円程度の減。これは村づくり交付金が事業完了によるものであります。

続きましては、すぐ下の次のページの10目農村集落基盤再編・整備事業、西地区のこれは1,497万3,000円の増です。これは工事費等の事業費等の増によるものであります。

続きまして、ページをめくってもらいまして、162ページです。3項の水産業費、3目漁港漁場建設費6,580万円の増です。ここも事業費の増によるものであります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、166ページです。7款商工費、1項の商工費のほうです。3目地域活動拠点活性化事業は事業の完了に伴う8,215万9,000円の減ですね。次の4目環境保全整備事業631万8,000円、これは事業費の増に伴う増ですが、主なものとしては賃金や需用費等の増に伴うものとなっています。

続きまして、ページめくってもらいまして、167ページの5目景観形成強化事業1,730万円の減、これも工事費の事業費減に伴うものが主な要因となっています。それから168ページ、6目の観光力基盤強化事業、減額の2,432万円。ここの中に委託料に新規もございしますが、主なものは前年度は闘牛場の工事費が前年度は計上されておりまして、4,000万円程度の減になったというのが主な要因となっています。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時54分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時54分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 めくってもらいまして、171ページ、8款土木費のほう、2項道路橋梁費、2目道路維持費のほうは351万6,000円の増。ここに関しましては、15節工事関係の増に伴うものが主な要因となっています。続きまして、3目道路新設改良費1億4,186万6,000円の増。ここも次のページで、事業費の増に伴うものですが、中でも工事費とか、15節とか、22節ですか、補償費等の増が主な要因となっています。

それから次のページ、174ページ、次は3項河川費です。2目河川改良費1,994万7,000円の減です。これは周辺環境整備事業費の減に伴うものとなっています。主に15節の減ですね。

次のページをお願いします。開けてもらいまして、177ページ、4項港湾費、2目建設改良費1億9,197万8,000円の減。これは冷凍・冷蔵施設整備事業の完了に伴う減となっています。

続きまして、ページをまためくっていただきまして、10款教育費のほうに入っていくと、小学校費もちょっとゆっくりめくっていただいて、198ページ、3項中学校費、1目学校管理費のほうです。339万1,000円の増です。その主な要因としましては、14節使用料関係の120万円程度の増です。あとは工事費が新設で50万円程度が、委託料も50万円程度が主な要因となっています。

続きましては、203ページ、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費1,122万8,000円の減です。その主な要因

は7節賃金のほう、1,000万円程度の減となっています。それが主な要因です。

続きましては、開けてもらって、207ページ、5項社会教育費の中での1目社会教育総務費、減の392万1,000円です。その主な要因としましては、これから出てきますけれども、7目に新たに去年までこちらにあった図書館費を新たに新設をして、それが向こうに移したのに伴うものが主な要因となっています。

続きましては、213ページ、3目文化財保護費574万5,000円の減。その主な項目としては、前年度は17節に史跡等の買い上げ事業800万円余りの予算計上がありました。それが主な要因となっています。

それから続きまして、216ページ、4目今帰仁城跡整備事業費2,520万1,000円の増です。増の主な要因は、15節の総合活用整備事業、工事費の2,600万円程度の増が主な要因となっています。

続きまして、めくってもらいまして、220ページです。同じく5項社会教育費ですが、6目グスク交流センター等費320万6,000円の増。そこの主な要因としましては、13節のほうで新規で今帰仁城跡関連施設サイン等設置事業、委託料のその新規の計上によるのが主な要因となっています。続きまして、同じページに7目として図書館費として新設として475万7,000円を計上しています。これは1目からの移動したものであるものでございます。

続きましては、次めくってもらって、222ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費、減の4,869万2,000円です。その主な要因は総合運動公園施設整備機能強化事業の工事が完了したというものに5,000万円余り計上されていたので、それが主な要因となっています。

次のページをめくってもらって、226ページです。2目学校給食費773万5,000円の減です。その主な要因は一番大きいのが、11節の需用費と18節に前年度200万円余りの備品購入がありましたけれども、それと11節の需用費のほうの減のほうが大きな要因となっています。

続きまして、ページをさらにめくってもらいまして、234ページです。これは12款1項公債費、1,552万8,000円の減です。次の2目利子が797万8,000円の減です。いずれも二つともその主な要因は説明にあるその他債と書いているんですが、これは臨時財政対策債です。それらの償還が減額になったというものがいずれも主な要因です。以上となっています。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後0時02分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

日程第14. 「議案第12号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第12号

平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億139万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 総務費の各項に計上された給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 各項に計上した旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (3) 保険給付費及び老人保健拠出金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月7日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-----------|---------|
| 1 国民健康保険税 | | 266,999 |
| | 1 国民健康保険税 | 266,999 |
| 2 一部負担金 | | 4 |
| | 1 一部負担金 | 4 |
| 3 分担金及び負担金 | | 2 |
| | 1 分担金 | 1 |
| | 2 負担金 | 1 |
| 4 使用料及び手数料 | | 303 |
| | 1 使用料 | 3 |
| | 2 手数料 | 300 |
| 5 国庫支出金 | | 1 |
| | 1 国庫補助金 | 1 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------------|-------------------------|-----------|
| 6 県 支 出 金 | | 1,068,821 |
| | 1 県 補 助 金 | 1,068,820 |
| | 2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金 | 1 |
| 7 連 合 会 支 出 金 | | 1 |
| | 1 連 合 会 補 助 金 | 1 |
| 8 財 産 収 入 | | 4 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 2 |
| | 2 財 産 売 払 収 入 | 2 |
| 9 寄 付 金 | | 1 |
| | 1 寄 付 金 | 1 |
| 10 繰 入 金 | | 165,128 |
| | 1 他 会 計 繰 入 金 | 165,126 |
| | 2 基 金 繰 入 金 | 1 |
| | 3 直 営 診 療 施 設 勘 定 繰 入 金 | 1 |
| 11 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 12 諸 収 入 | | 123 |
| | 1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 | 112 |
| | 2 預 金 利 子 | 1 |
| | 3 受 託 事 業 収 入 | 1 |
| | 4 雑 収 入 | 9 |
| 13 村 債 | | 2 |
| | 1 村 債 | 1 |
| | 2 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金 | 1 |
| 歳 入 合 計 | | 1,501,390 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------------|--------|
| 1 総 務 費 | | 29,003 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 27,283 |
| | 2 徴 税 費 | 1,639 |
| | 3 運 営 協 議 会 費 | 80 |
| | 4 趣 旨 普 及 費 | 1 |

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 2 保 險 給 付 費 | | 1,025,056 |
| | 1 療 養 諸 費 | 875,048 |
| | 2 高 額 療 養 費 | 141,946 |
| | 3 移 送 費 | 2 |
| | 4 助 産 諸 費 | 7,560 |
| | 5 葬 祭 諸 費 | 500 |
| 3 国民健康保険事業費納付金 | | 410,712 |
| | 1 医 療 費 給 付 分 | 306,184 |
| | 2 後 期 高 齡 者 支 援 金 等 分 | 73,618 |
| | 3 介 護 納 付 金 分 | 30,910 |
| 4 共 同 事 業 拠 出 金 | | 1 |
| | 1 共 同 事 業 拠 出 金 | 1 |
| 5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金 | | 1 |
| | 1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金 | 1 |
| 6 保 健 事 業 費 | | 26,254 |
| | 1 保 健 事 業 費 | 13,635 |
| | 2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費 | 12,619 |
| 7 基 金 積 立 金 | | 1 |
| | 1 基 金 積 立 金 | 1 |
| 8 公 債 費 | | 1,000 |
| | 1 公 債 費 | 1,000 |
| 9 諸 支 出 金 | | 6,361 |
| | 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 | 6,361 |
| 10 予 備 費 | | 3,000 |
| | 1 予 備 費 | 3,000 |
| 15 繰 上 充 用 金 | | 1 |
| | 1 繰 上 充 用 金 | 1 |
| 歳 出 合 計 | | 1,501,390 |

詳細は、担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 では国民健康保険特別会計の詳細について、ご説明いたします。

平成30年度より国民健康保険事業が新制度に移行するために、予算も新設の款項目並びに廃目になる款

項目もございます。事項別明細書に沿って、300万円以上の増減がある目についてご説明をいたします。

9ページをお開きください。歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税が前年度に比べまして、3,842万9,000円の減になっております。こちらは1節の医療給付費分現年課税分の減が主な要因となっております。

お開きいただいて、15ページです。5款国庫支出金、1項国庫補助金、2目財政調整交付金が廃目による減額になっております。2億9,745万6,000円の減額でございます。

続きまして16ページ、5款国庫支出金、2項国庫負担金、1目療養給付費等負担金が3億7,219万4,000円の減。こちらも廃目によるものです。同じく3目高額医療費共同事業負担金で1,621万9,000円の減。こちらも廃目によるものです。

17ページ、6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金で10億6,881万9,000円の増額になっております。こちらは新制度の移行による新設の款項目になっております。4目の財政調整交付金で1億964万5,000円の減。こちらは廃目によるものでございます。

19ページ、6款県支出金、3項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金で1,921万3,000円の減。こちらも廃目によるものです。

25ページです。10款繰入金、1項他会計繰入金、1目他会計繰入金で759万8,000円の減になっておりますが、こちらは3節の職員給与費等繰入金の減によるものでございます。

では36ページになります。14款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金で3,996万5,000円の減。こちらは廃目によるものです。

15款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、こちらも廃目によるもので1億5,840万1,000円の減となっております。

38ページも廃目によるものです。16款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金で5,838万9,000円の減。2目保険財政共同安定化事業交付金で5億1,618万円の減となっております。

45ページです。歳出になりますが、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費で4,844万2,000円の減。こちらは19節の分でございます。2目退職被保険者等療養給付費で1,459万3,000円の減。こちらも19節の減額によるものでございます。

46ページ、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で2,250万7,000円の減。こちらも19節の一般被保険者高額療養費の減額によるものでございます。

50ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付分、1目一般被保険者医療費給付分で3億568万円の増。こちらは3款が新設になるもので、19節のものになります。

51ページも同じく3款の増設によるものです。2項の後期高齢者支援金等分で、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、こちらは7,347万2,000円の増。こちらも19節によるものです。

52ページ、こちらは3項の介護納付金分でございます。1目介護納付金分で3,091万円の増。こちらも19節によるものです。

53ページは廃目のために減額になります。4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、2目の高額医療

費拠出金で6,487万7,000円の減。3目保険財政共同安定化事業拠出金で4億9,160万1,000円の減になります。

63ページです。11款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金2億1,850万円の減。こちらも廃目によるものでございます。

66ページになります。14款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金で1億329万9,000円の減。こちらも廃目によるものでございます。

以上が平成30年度国民健康保険特別会計の詳細でございます。

○ **東恩納寛政 議長** 日程第15. 「議案第13号 平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ **中原茂仁 副村長**

議案第13号

平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,849万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月7日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|----------------|--------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 44,544 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 44,544 |
| 2 使用料及び手数料 | | 41 |
| | 1 手数料 | 41 |
| 3 国庫支出金 | | 510 |
| | 1 国庫補助金 | 510 |
| 4 繰入金 | | 43,384 |
| | 1 一般会計繰入金 | 43,384 |
| 5 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 6 諸収入 | | 18 |
| | 1 延滞金、加算金、及び過料 | 2 |
| | 2 償還金及び還付加算金 | 11 |
| | 3 預金利子 | 1 |
| | 4 雑収入 | 4 |
| 歳入合計 | | 88,498 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------------|------------------|--------|
| 1 総務費 | | 4,389 |
| | 1 総務管理費 | 4,369 |
| | 2 徴収費 | 20 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 84,050 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 84,050 |
| 3 保健福祉事業費 | | 3 |
| | 1 保健福祉事業費 | 3 |
| 4 諸支出金 | | 56 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 55 |
| | 2 繰出金 | 1 |
| 歳出合計 | | 88,498 |

なお詳細につきましては、300万円以上の前年度比の増減がございませんので、省略させていただきます。

○ 東恩納寛政 議長 日程第16. 「議案第14号 平成30年度今帰仁村水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

議案第14号

平成30年度今帰仁村水道事業会計予算について

上記議案について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年3月7日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成30年度今帰仁村水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 3,786戸 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 1,212,222m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 3,321m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 6,693万5,000円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|---------------|----------------|
| 第1款 事 業 収 益 | 3億7,839万円 |
| 第1項 営 業 収 益 | 2億2,375万6,000円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 1億5,463万1,000円 |

| | |
|-----------|----------------|
| 第3項 特別利益 | 3,000円 |
| 支 出 | |
| 第1款 事業費 | 4億1,562万2,000円 |
| 第1項 営業費用 | 3億7,819万8,000円 |
| 第2項 営業外費用 | 3,640万円 |
| 第3項 特別損失 | 2万4,000円 |
| 第4項 予備費 | 100万円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,641万円は当年度分損益勘定留保資金4,641万円で補てんするものとする。）。

| | |
|--------------|----------------|
| 収 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 2億7,871万5,000円 |
| 第1項 企業債 | 3,300万円 |
| 第2項 補助金 | 3,300万円 |
| 第3項 出資金 | 1,271万4,000円 |
| 第4項 固定資産売却代金 | 1,000円 |
| 第5項 その他資本収入 | 2億円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 3億2,512万5,000円 |
| 第1項 建設改良費 | 1億1,143万4,000円 |
| 第2項 企業債償還金 | 6,269万円 |
| 第3項 国庫補助金返還金 | 1,000円 |
| 第4項 その他資本的支出 | 1億5,000万円 |
| 第5項 予備費 | 100万円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------|--------------|-------|--|---|
| 水道施設整備事業 | 千円 33,000 | 証書借入れ | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金につい | 借入れ先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができ |

| | | | | |
|---|--------|--|--|----|
| | | | て、利率の見直しを 行った後においては 当該見直し後の利 率) | る。 |
| 計 | 33,000 | | | |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,676万8,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,900万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、700万円と定める。

平成30年3月7日
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

以下詳細につきましては、建設課長のほうに説明をさせます。

- 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 議案第14号 平成30年度今帰仁村水道事業会計予算についての概要説明をいたします。

1 ページ目をお開きください。第2条に定める主要な建設改良事業は水道施設整備事業で配水管布設工事を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてご説明いたします。

収益的収入の事業収益は3億7,839万円で、主なものは第1項の営業収益で総収入額の59%を占めております。その中で2億2,375万6,000円が水道使用料による給水収益となっております。第2項の営業外収益の96%は長期前受金戻入で毎年の減価償却の計算に応じて、その計算対象となる金額を計上しております。

次に、収益的支出の第1項営業費用については3億7,819万8,000円を予定しております。これは主に原水及び浄水費、配水及び給水費、受水費、総係費、減価償却を計上しております。その中でも減価償却が2億4,616万5,000円と営業費用の65%を占めております。第2項営業外費用3,640万円は企業債の借入利息等を計上しております。

2ページをお開きください。第4条資本的収入及び支出の予定額についてご説明いたします。

資本的収入は2億7,871万5,000円で第2項の補助金3,300万円は国庫補助事業に対する2分の1の補助金となっております。第3項の出資金は1,271万4,000円は、企業債、償還元金に係る一般会計からの繰入金金を計上しております。

次に、資本的支出の主なものは第1項建設改良費で1億1,143万4,000円で34%を占めております。これは配水管布設工事及び給水管移設工事、ポンプ施設改良工事等を計上しております。第2項の企業債償還金6,269万円は、建設改良費に充てるために借り入れた企業債の償還金であります。

以上のとおり、資本的収入及び支出についてご説明しましたが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,641万円は当年度分損益勘定留保資金で補填しております。第5条企業債から第10条たな卸資産購入限度額までは先ほど村長が説明されたとおりであります。また、地方公営企業法第25条に規定されている予算に関する説明書として予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与明細書、予定損益計算書、予定貸借対照表、そして第3条、第4条に係る予算説明書は参考資料として説明書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、平成30年度水道事業会計予算の概要の説明を終わりたいと思います。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 日程第17. 「報告第1号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

報告第1号

平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を議会へ提出し報告します。

平成30年3月7日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

事業計画書はお手元にお配りしております。

○ 東恩納寛政 議長 日程第18. 「同意案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、日程第19. 「同意案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、日程第20. 「同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題としたいと思います。

お諮りします。日程第18. 「同意案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、日程第19. 「同意案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、日程第20. 「同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第18. 「同意案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、日程第19. 「同意案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、日程第20. 「同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

同意案第1号から第3号まで

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

| 同意案番号 | 住所及び氏名 |
|-------|-----------------|
| 1 | 今帰仁村字 諸喜田 展生 |
| 2 | 今帰仁村字 玉城 義克 |
| 3 | 今帰仁村字 玉城 昇 |

平成30年3月7日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

平成30年3月31日をもって任期満了となることに伴い、固定資産評価審査委員会委員3名を選任したいので、この同意案を提出します。

履歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

日程第21. 「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の推薦候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住 所 今帰仁村字
氏 名 仲宗根 順子
生年月日 昭和一年
任 期 平成30年7月1日～平成33年6月30日

平成30年3月7日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

平成30年6月30日をもって任期満了となることに伴い、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、本案を提出します。

履歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

○ 東恩納寛政 議長 日程第22. 「予算審査特別委員会の設置・付託」についてをお諮りします。

「議案第11号 平成30年度今帰仁村一般会計予算について」、「議案第12号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」、「議案第13号 平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」、「議案第14号 平成30年度今帰仁村水道事業会計予算について」は、今帰仁村議会会議規則第39条第1項によって、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査した

いと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第11号 平成30年度今帰仁村一般会計予算について」、「議案第12号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」、「議案第13号 平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」、「議案第14号 平成30年度今帰仁村水道事業会計予算について」は、今帰仁村議会会議規則第39条第1項によって、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、質疑については、予算審査特別委員会で行うこととして省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、質疑については、予算審査特別委員会で行うこととして省略いたします。

これより予算審査特別委員会の委員長の互選をしていただきます。

○ 東恩納寛政 議長 しばらく休憩します。

(休憩時刻 午後2時07分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時17分)

これから、諸般の報告を行います。

休憩中に、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に座間味 薫議員、副委員長に與那勝治議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻 午後2時18分)